

図表 日米欧各国における公共工事の入札・契約方式

	日本	アメリカ	EU	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン			
1. 基本法令・規則	会計法	連邦調達規則(FAR)	EU指令(2004/18/EC) (工事総額24.2万ユーロ以上が対象)	公共工事契約規則(PWCR)	公共契約法典(CMP)	建設工事発注契約規則(VOB)	公共調達法(LOU)			
2. これまでの入札契約制度における特徴と問題点	指名競争入札や談合等による競争性の欠如	最低価格で受注後、施工段階での契約変更を通じて工事コスト増が常態化	-	最低価格で受注後、施工段階での契約変更を通じて工事コスト増が常態化(クレーム文化)	大きな問題は発生していない。価格入札を廃止し、民間技術の活用へ転じつつある。	大きな問題は発生していない。州政府の独立性が強い。EU指令に職員が精通しないケースがある。VOBの厳格な運用が課題。	地方自治が強く、全国レベルでのLOUの統一運用が課題。			
3. 現在の入札契約制度										
基本型	①一般競争入札 ②指名競争入札 ③随意契約	①簡易調達手続 ②封印入札 ③交渉入札	①公開手続 ②制限手続 ③交渉手続 ④競争的交渉手続	(1)限度額以上 ①公開手続 ②制限手続 ③交渉手続	(2)限度額未満 ①公開手続 ②制限手続 ③交渉手続	23万ユーロ～590万ユーロ ①入札手続 ②交渉手続(例外的) ③競争的交渉手続 23万ユーロ未満は任意	(1)限度額以上 ①公開方式 ②非公開方式 ③交渉方式	(2)限度額未満 ①一般競争入札 ②制限競争入札 ③随意契約	(1)限度額以上 ①公開手続 ②制限手続 ③交渉手続	(2)限度額未満 ①簡易手続 ②指名手続 ③直接調達
(備考)		入札方式に関係なく完全公開競争が原則。 ②の場合、二段階選定が行なわれることが多い。(第一段階で技術提案の評価。要件を満たした応募者のみ第二段階で封印入札) 入札方式・契約方式を多様に組み合わせることが特徴。	①②が基本、③は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的要件のため契約可能業者が特定される場合のみ) ④を新設	近年の推奨契約方式(原則) 発注者と受注者は敵対からパートナーへ ①PFI(or PPP) ②設計施工一括(デザイン・ビルド) ③元請一括(プライム・コントラクティング) ④枠組み協定(フレームワーク・アグリメント)	②は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的要件のため契約可能業者が特定される場合のみ)	①②が基本、③は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的要件のため契約可能業者が特定される場合のみ)	①②が基本、③は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的要件のため契約可能業者が特定される場合のみ)			
交渉の可否	認められていない	③の場合可。	③④の場合可。	可能。入札後に行う場合もある。	①の場合、価格と工事内容の妥当性を問いつけることのみ可。見積り等に明白な誤りがある場合を除き、入札内容の変更は不可。 ②③はすべて可 ・コンセッション事業者選定は交渉手続	①、②の場合、価格と工事内容の妥当性を問いつけることのみ可。見積り等に明白な誤りがある場合を除き、入札内容の変更は不可。 ③の場合は、交渉による入札内容の変更可。ただし、1者のみに対する交渉は禁止。	①、②の場合、各社の仕様を揃えるための交渉は可能。 ③の場合は、交渉による入札内容の変更可。ただし、1者のみに対する交渉は禁止。			
日本の入札・契約方式との類似性	-	①簡易調達手続と随意契約 ②封印入札と一般競争入札	①公開手続と一般競争入札 ②制限入札と公募型指名競争入札	①公開手続と一般競争入札 ②制限手続と公募型指名競争入札	①入札手続 と一般競争入札 or 公募型指名競争入札	①公開方式 と一般競争入札 ②非公開方式 と公募型指名競争入札	①公開手続 と一般競争入札 ②制限手続 と公募型指名競争入札 ③簡易手続 と一般競争入札 ④指名手続 と公募型指名競争入札			
落札基準	最低価格	②は最低価格 ③はベスト・バリュー	①最低価格 ②経済的に最も有利な札	①最低価格 ②経済的に最も有利な札 VFMの最大化が原則	経済的に最も有利な札	経済的に最も有利な札	①最低価格 ②経済的に最も有利な札			
(備考)	総合評価方式も一部で開始。 評価要素とウェイトは予め公示が必要 評価方法は除算方式が多い。	②ベストバリュー分析は、記述による定性的な選定説明書 評価要素とウェイトは予め公示が必要	②経済的に最も有利な札と総合評価 評価要素とウェイトは予め公示が必要	②経済的に最も有利な札と総合評価 評価要素とウェイトは予め公示が必要	経済的に最も有利な札と総合評価 評価要素とウェイトは予め公示が必要	経済的に最も有利な札と総合評価 評価要素とウェイトは予め公示が必要	②経済的に最も有利な札と総合評価 評価要素とウェイトは予め公示が必要			
4. その他の特徴										
インセンティブ契約	入札時VE、契約後VEが行なわれることがある。	多様なインセンティブ契約が入札方式と組み合わせられて用いられる。	特に規定はない	各契約方式の中の諸段階で手順として踏まれている。	VEの類似方式として、 ①パフォーマンス方式 ②バリエーション方式 ②では、コスト削減額はすべて発注者に帰属 契約後VE的な考え方は公正でないとの理由により、原則的に存在しない。	特に規定なし (予め公告されていれば、代替提案は可) 契約後VE的な考え方は公正でないとの理由により、原則的に存在しない。	特に規定なし (予め公告されていれば、代替提案は可) 契約後VE的な考え方は公正でないとの理由により、原則的に存在しない。			
(備考)										
PPP	1999年よりPFI開始	民間委託が主流のため、あまり用いられていない。	ガイドラインを作成	・PFI ・プライムコントラクティング ・設計施工一括発注	コンセッション方式 アフェルマージュ方式	資金調達・回収方式別に多様な道路では、コンセッションモデル、Aモデル、Fモデル、トラック通行料徴収モデルの4種	実施済みは一例のみ(空港までのA-train)			
設計と施工	分離発注が原則 一部で設計施工一括発注	契約はケース毎に異なる。 ①設計施工分離発注方式 ②設計施工一括発注方式 交渉入札の場合②が多い。	特に規定はない	伝統的には設計施工分離 近年は、設計施工一括も推奨	分離が原則 ただし、パフォーマンス方式の一形態として、一括発注も存在する。	分離発注が原則 工区別の分割発注が原則	分離発注が原則			
CM方式	国の直轄工事で試行中。 一部の地方自治体でも採用	長年、活用されている。 ピュア方式とアットリスク方式がある		あまり用いられていない。	存在せず	存在せず	調整発注方式(ピュアCM方式と類似)			
5. その他	近年、多様な入札・契約方式の導入が進んでいる。		2004年4月物品、サービス、公共工事調達を一本化した改正指令発効			予め、公告されている場合、以下の入札が可能 ・付随入札(業者の任意の提案) ・代替案(発注者指定の提案)	予め、公告されている場合、以下の入札が可能 ・代替案			